

【その他答申で示された必要な対策及び課題】

- 家庭から排出される水銀使用廃製品への取組
- 退職された（使われなくなった）水銀使用製品の回収
- 廃水銀の硫化・固型化物の長期安定性の検証
- 廃水銀等の長期的な管理のあり方についての検討 等

3. スケジュール

平成28年

6月 第7回専門委員会

- ・ 検討の進め方
- ・ 省令等で定める事項についての検討の方向性
- ・ 水銀使用廃製品の回収への取組状況等

8月 第8回専門委員会

- ・ 省令等で定める事項（案）

9～10月 パブリックコメント

12月 第9回専門委員会

- ・ パブリックコメントへの対応
- ・ 水銀廃棄物ガイドライン（案）
- ・ 水銀使用廃製品の回収への取組状況等

平成29年

1～2月 改正省令等公布

10月1日 改正施行令・改正省令等施行

(専門委員会の審議状況は、適宜、循環型社会部会に対して報告する。)

水銀廃棄物適正処理検討専門委員会における当面の検討事項及びスケジュール
(案)

1. 検討の背景

水俣条約では、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが求められており、平成27年2月、中央環境審議会より答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」において示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、同年11月に廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令が公布された。改正施行令において廃水銀等の処分等の基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については平成29年10月1日より施行されることから、関連する省令等については施行日までに必要な周知期間における時期に公布することが必要である。

2. 検討事項

平成28年度は、改正施行令のうち平成29年10月1日より施行される規定に関連する省令等で定める事項について検討するとともに、その他答申で示された必要な対策及び課題についての進捗状況についても確認し、助言することとする。

【省令等で定める主な事項】

- 廃水銀等
 - (1) 廃水銀等の処分方法（硫化・固型化の詳細）
 - (2) 硫化施設（産業廃棄物処理施設）の技術上の基準
 - (3) 管理型処分場に対する上乗せ措置
- 水銀使用製品産業廃棄物
 - (1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収を義務付ける対象
 - (3) 水銀回収方法
- 水銀含有ばいじん等
 - (1) 水銀含有ばいじん等の対象
 - (2) 水銀含有ばいじん等のうち水銀回収を義務付ける対象
 - (3) 水銀回収方法